



佐賀県公報

平成19年
7月6日
(金曜日)
号外第2号

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（以下「資産公開法」という。）が改正されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（第二条関係）

目次

条例

- ◎佐賀県知事の給料の特例に関する条例
- ◎佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（四八・議会）
- ◎政治倫理の確立のための佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

（四七・職員課）一
（四九・〃）二

公布された条例のあらまし

○佐賀県知事の給料の特例に関する条例（条例第四七号）

- 1 平成一九年七月及び八月に支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額から、その百分の百に相当する額を減じた額とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成一九年七月一日から適用することとした。

○佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（条例第四八号）

- 1 議員が議会の招集に応じたとき又は議会の閉会中に開かれる委員会に出席したときに費用弁償として支給される旅費の額を改定することとした。（第四条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（第四条関係）

○政治倫理の確立のための佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（条例第四九号）

- 1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、

佐賀県知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。
平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県条例第四十七号

佐賀県知事の給料の特例に関する条例

- 平成十九年七月及び八月に支給する知事の給料の額については、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）第三条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一に掲げる知事の給料月額から、その百分の百に相当する額を減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成十九年七月一日から適用する。

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県条例第四十八号

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例（昭和三十年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「下欄に掲げる」の下に「額（議会審議上の必要により宿泊する場合にあつては、当該額に佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年佐賀県条例第十五号）別表第一に掲げる知事等の宿泊料の定額に相当する額を加えた額）」を加え、同項の表を次のように改める。

区分	分	日額旅費
居住地から招集地までの路程が四キロメートル未満の場合	三、〇〇〇円	
居住地から招集地までの路程が四キロメートル以上の場合は、〇〇〇円に往復の路程一キロメートルにつき三十七円を加えた額	三、〇〇〇円に往復の路程一キロメートルにつき三十七円を加えた額	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	(費用弁償)	改 正 前	(費用弁償)
第四条 略	第四条 略	第四条 略	第四条 略
3 議員が議会の招集に応じたとき又は議会の閉会中に開かれる委員会に出席したときの旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該会期又は委員会の期間において、出席した日（休会中の議案審査、議事整理等のために登庁した日を含む。）一日につき、次の表の上	2 略	3 議員が議会の招集に応じたとき又は議会の閉会中に開かれる委員会に出席したときの旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該会期又は委員会の期間において、出席した日（休会中の議案審査、議事整理等のために登庁した日を含む。）一日につき、次の表の上	2 略

区分	日額旅費
居住地から招集地までの路程が四キロメートル未満の場合	三、〇〇〇円
居住地から佐賀市までの距離が陸路二十キロメートル未満の場合は、五キロメートルにつき三十七円を加えた額	九、七〇〇円

区分	日額旅費
居住地から佐賀市までの距離が陸路二十キロメートル未満の場合	一、五〇〇円
居住地から佐賀市までの距離が陸路二十キロメートル以上四十五キロメートル未満の場合	一三、〇〇〇円
五キロメートル以上五キロメートル以上の場合は、	一四、六〇〇円

政治倫理の確立のための佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川康

政治倫理の確立のための佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該欄に掲げる額（議会審議上の必要により宿泊する場合にあつては、当該額に佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年佐賀県条例第十五号）別表第一に掲げる知事等の宿泊料の定額に相当する額を加えた額）の日額旅費とする。

欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該欄に掲げる額（議会審議上の必要により宿泊する場合にあつては、当該額に佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年佐賀県条例第十五号）別表第一に掲げる知事等の宿泊料の定額に相当する額を加えた額）の日額旅費とする。

政治倫理の確立のための佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成七年佐賀県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定（第四号に係る部分を除く。）は証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

参考資料

政治倫理の確立のための佐賀県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
第一条 (再選挙又は補欠選挙により議会の 日)	（資産等報告書等の作成）	（資産等報告書等の作成）
第二条 (再選挙又は補欠選挙により議会の 日)	議会の議員は、その任期開始の 日	議会の議員は、その任期開始の 日

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）預金及び貯金の額	五 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）	六 預金（当座預金及び普通預金を除く。）貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）預金、貯金及び郵便貯金の額
2 略	2 略	2 略

議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議会の議員についてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。

議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議会の議員についてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月六日印 刷及び發行者
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発行定日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金曜日
金 印刷日